

社会福祉法人あきの会 理事長専決規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あきの会（以下「法人」という。）定款第24条の規定により、理事長専決事項の範囲及び内容について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長専決事項)

第2条 理事長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、当該教務について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会及び評議委員会において選任する他の理事が専決する。

1. 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
2. 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
3. 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
4. 設備資金の借入に係る契約であって予算範囲のもの
5. 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のようなもの
 - ①日常的に消費する給食材料、消耗品の日々の購入
 - ②施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ③緊急を要する物品の購入等
6. 基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。当該取得等について理事長個人が特別な利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
7. 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は破棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
8. 予算上の予備費の支出
9. 利用者の日常の処遇に関すること
10. 寄付金の受入に関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
11. その他理事会及び評議委員会で承認された事項

(報告)

第3条 この規程により理事長は専決を行った場合には、すみやかに理事会に報告することとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。